あなたも「消費生活サポーター」になりませんか?

県では、地域における消費者啓発の担い手として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止の ために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」 として登録し、現在約180名の方に御活動いただいております。

今回、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集し、下記のとおり養成講座 を開催します。(※ **受講料は無料です!**)

消費生活サポーターの主な活動は・・・

- ●県及び市町村が発信する消費生活情報を地域住民に伝達する。
- ●消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。
- ●地域内で、消費者被害防止のための啓発活動を行う。
- ●県及び市町村が実施する消費生活に関する事業に協力する。

・・・など

- ※任期は講座終了日から平成30年3月31日まで。
- ※1年毎に継続の意思確認を行います。

強引な勧誘に負けて、 高額な契約をしてし まったわ・・・



消費生活サポーター



消費生活センターに相 談してみてください。

記

1 日 時 ①平成28年2月10日(水)10:00~16:30

②平成28年2月15日(月)10:00~16:30

2 場 所 ①東牟婁振興局 3階大会議室

(新宮市緑ヶ丘 2-4-8)

②県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 12階

(和歌山市手平2丁目1-2)

3 対象者 和歌山県内在住の20歳以上の方で、消費者問題に関心があり、地域で見 守り活動を行う意欲のある方

- 4 講座内容(①、②とも同じ内容です)
 - ◆特殊詐欺の現状とその対処方法(講師:和歌山県警察本部生活安全企画課)
 - ◆見守り活動に係る事例発表(見守り活動関係団体)
 - ◆契約の基礎知識 (講師:県消費生活センター相談員)
 - ◆ワークショップ「地域で消費者被害を防ぐために」(講師:県消費生活センター相談員)

5 申込方法

下の応募用紙に記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。 応募用紙は、県消費生活センターホームページ(http://www.wcac.jp/)からもダウンロードできます。

6 申込期限 平成28年1月25日(月) 必着

7. お問い合わせ・申込先

和歌山県消費生活センター 住 所:〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

電 話: 073-433-1551 FAX: 073-433-3904

「消費生活サポーター養成講座」申込用紙

ふりがな 氏 名		年齢	歳
住所	(〒)		
電話番号	FA	X	
職業又は 所属団体			
受講 希望日	① 2月10日(水)・② 2月 東牟婁振興局 和歌山ビッ		講希望日を○で囲んでください
応募した動機			